

 草津市公報発行日 令和8年6月15日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 11 号

発行所 草 津 市 役 所

草津市草津三丁目13番30号

電話番号(代)077-563-1234

目 次

◎ 規 則

草津市聴聞等に関する規則の一部を改正する規則（総務課）	2
草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（職員課）	3

◎ 訓 令

草津市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令（健康増進課）	4
--------------------------------------	---

◎ 告 示

草津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱（農林水産課）	6
草津っ子サポート事業実施要綱の一部を改正する要綱（こども家庭若者課）	10
公示送達について（税務課）	11
指定管理者の軽微な変更について（まちづくり協働課）	11
住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（令和7年度）の公表について（市民課）	12
草津市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）	14
草津市実証実験支援補助金交付要綱（企業立地推進室）	14
草津市実証実験支援補助金審査委員会設置要綱（企業立地推進室）	20
指定管理者の軽微な変更について（障害福祉課）	21
草津市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（危機管理課）	22
指定管理者の軽微な変更について（商工観光労政課）	22
草津市議会定例会の招集について（総務課）	22
草津市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱および草津市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱（長寿いきがい課）	23
草津市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の一部を改正する要綱（長寿いきがい課）	24
公示送達について（介護保険課）	27
介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定について（介護保険課）	27
介護保険法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定について（介護保険課）	28
草津市奨学金返還支援補助金交付要綱（商工観光労政課）	28
公示送達について（納税課）	32

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	35
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	35

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	35
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	36
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	36

◎ 教育委員会規則

草津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（学校政策推進課）	39
---------------------------------	----

◎ 教育委員会告示

草津市教育情報セキュリティ委員会設置要綱（学校政策推進課）	39
草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	40

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について	40
選挙人名簿の抄本の閲覧の状況の公表について	40
投票所の指定について	44
期日前投票所の指定について	45
投票用紙および不在者投票用封筒の交付場所について	45
投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日について	45
開票の日時および場所について	45
開票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について	45
開票立会人を決定するためのくじの日時、場所および方法を定めることについて	46
投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法について	46
ポスター掲示場の設置場所について	46

◎ 選挙管理委員会公告

個人演説会等の施設の設備の程度について	47
個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額について	54

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	59
-------------------	----

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の解除について（上下水道総務課）	60
草津市指定下水道工事店の解除について（上下水道総務課）	60
草津市指定給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	60
草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）	60

規 則

草津市聴聞等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月20日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第72号

草津市聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

草津市聴聞等に関する規則（平成6年草津市規則第36号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 （聴聞の通知） 第3条 《現行どおり》 <u>2</u> 条例第14条第4項（条例第21条第3項および第28条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第14条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの （2）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの <u>3</u> 法第15条 <u>第4項</u> または条例第14条 <u>第4項</u> の規定による <u>措置</u> は、聴聞通知書（別記様式第2号）により行うものとする。 （聴聞の期日の変更） 第4条 市長が聴聞の通知（法第15条 <u>第4項</u> 後段または条例第14条 <u>第4項</u> 後段の規定により聴聞の通知をしたものとみなされる場合を含む。第8条において同じ。）をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、市長に対し、聴聞期日（弁明書提出期限等）変更申出書（別記様式第3号）により、聴聞の期日の変更を申し出ることがで	第1条～第2条 《省略》 （聴聞の通知） 第3条 《省略》 《改正後に新設》 <u>2</u> 法第15条 <u>第3項</u> または条例第14条 <u>第3項</u> の規定による <u>揭示</u> は、聴聞通知書（別記様式第2号）により行うものとする。 （聴聞の期日の変更） 第4条 市長が聴聞の通知（法第15条 <u>第3項</u> 後段または条例第14条 <u>第3項</u> 後段の規定により聴聞の通知をしたものとみなされる場合を含む。第8条において同じ。）をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、市長に対し、聴聞期日（弁明書提出期限等）変更申出書（別記様式第3号）により、聴聞の期日の変更を申し出ることがで

改正後	改正前
きる。 2～3 《現行どおり》 第5条～第16条 《現行どおり》 （弁明の機会の付与の通知） 第17条 《現行どおり》 2 法第31条において準用する法第15条第4項または条例第28条において準用する条例第14条第4項の規定による措置は、弁明通知書（別記様式第10号）により行うものとする。 第18条～第22条 《現行どおり》	きる。 2～3 《省略》 第5条～第16条 《省略》 （弁明の機会の付与の通知） 第17条 《省略》 2 法第31条において準用する法第15条第3項または条例第28条において準用する条例第14条第3項の規定による揭示は、弁明通知書（別記様式第10号）により行うものとする。 第18条～第22条 《省略》

付 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（令和8年5月20日揭示済み）

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第73号

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年草津市規則第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第14条 《現行どおり》 （特別休暇） 第15条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2）職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 （3）～（22）《現行どおり》 2～4 《現行どおり》 第16条～第31条 《現行どおり》	第1条～第14条 《省略》 （特別休暇） 第15条 《省略》 （1）《省略》 （2）職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 （3）～（22）《省略》 2～4 《省略》 第16条～第31条 《省略》

改正後	改正前
別表第1～別表第3 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第3号 《現行どおり》	別表第1～別表第3 《省略》 別記様式第1号～別記様式第3号 《省略》

（草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年草津市規則第18号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第16条 《現行どおり》 （特別休暇） 第17条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2）会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 （3）～（21）《現行どおり》 2～5 《現行どおり》 第18条～第28条 《現行どおり》 別表第1～別表第5 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第2号 《現行どおり》	第1条～第16条 《省略》 （特別休暇） 第17条 《省略》 （1）《省略》 （2）会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 （3）～（21）《省略》 2～5 《省略》 第18条～第28条 《省略》 別表第1～別表第5 《省略》 別記様式第1号～別記様式第2号 《省略》

付 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

（令和8年5月29日揭示済み）

訓 令

草津市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年5月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市訓令第31号

草津市新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令

草津市新型インフルエンザ等対策本部規程（平成27年草津市訓令第6号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第8条 《現行どおり》 別表（第6条関係） （別添1－1のとおり）	第1条～第8条 《省略》 別表（第6条関係） （別添1－2のとおり）

付 則

この訓令は、令和8年5月29日から施行する。

別添1－1

別表（第6条関係）

部署	主な職務分掌
総合政策部	《現行どおり》 職員課 (1)～(3) 《現行どおり》 <u>(4) 業務に係る人員体制に関すること。</u> 《現行どおり》 <u>人権政策課</u> <u>人権センター</u> (1) <u>偏見および差別の防止に関すること。</u>
《現行どおり》	《現行どおり》
健康福祉部	健康福祉政策課 生活支援課 障害福祉課 長寿いきがい課 介護保険課 (1) 《現行どおり》 (2) 福祉施設等との連絡調整に関すること。 健康増進課 (1)～(5) 《現行どおり》 <u>(6) 物資および資器材の備蓄に関すること。</u>
こども若者部	幼児課 幼児施設課 各保育所 各認定こども園 こども若者政策課 《現行どおり》 <u>発達支援センター</u> (1) <u>要援護者への生活支援に関すること。</u> (2) <u>福祉施設等との連絡調整に関すること。</u>
《現行どおり》	《現行どおり》

別添1－2

別表（第6条関係）

部署	主な職務分掌
総合政策部	《省略》 職員課 (1)～(3) 《省略》 《改正後に新設》 《省略》 《改正後に新設》
《省略》	《省略》
健康福祉部	健康福祉政策課 生活支援課 障害福祉課 長寿いきがい課 介護保険課 (1) 《省略》 (2) 福祉施設等の連絡調整に関すること。 <u>人とくらしのサポートセンター</u> 健康増進課 (1)～(5) 《省略》 《改正後に新設》
こども若者部	幼児課 幼児施設課 各保育所 <u>各幼稚園</u> 各認定こども園 こども若者政策課 《省略》 《改正後に新設》
《省略》	《省略》

教育委員会事務局	《改正前を削る》	《改正前を削る》
	《現行どおり》	《現行どおり》
	児童生徒支援課	(1) 公立小・中学校における偏見および差別の防止に関すること。

教育委員会事務局	教育総務課	(1) 公立小・中学校との連絡調整に関すること。
	《省略》	《省略》
	《改正後に新設》	《改正後に新設》

(令和8年5月29日揭示済み)

告 示

草津市告示第250号

草津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和8年5月18日

草津市長 橋 川 渉

草津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者がスマート農機の導入支援を通じて農作業の省力化および効率化を図ることにより、スマート農業の普及・拡大を牽引するトッランナーとしての役割を担い、もって農地の保全および魅力ある農業の発展に資するため、予算の範囲内において草津市スマート農業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「スマート農機」とは、農林水産省が公表している「スマート農業技術カタログ（耕種農業）」に記載されている技術等または当該技術等と同等と認められるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65

号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（当該計画の認定を受ける見込みの者を含む。）または法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（当該計画の認定を受ける見込みの者を含む。）

(2) 法第19条第1項に規定する法第18条第1項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画のうち目標地図に位置付けられた者（当該計画のうち目標地図に位置付けられる見込みの者を含む。）

2 補助対象者は、前項のほか次の各号の要件をすべて満たすものとする。

(1) 本事業に掲げる目標達成に向けて取り組み、また、市内におけるスマート農業の普及を図ることを目的として、市が主催するスマート農業に関する勉強会および意見交換会に参加し、技術の導入効果や課題等を共有すること。

(2) スマート農業実施モデルケースとして、視察に協力し、市からのスマート農業推進に関する調査等に回答すること。

(3) 市内で農業を営む第三者が作業委託、農機具の貸与または共同利用に関する情報提供を希望した場合、必要に応じて希望者へ草津市スマート農業推進事業協力事項確認書兼交付申請書（別記様式第1号）に記載の内容について提供することに同意すること。

(4) その他市のスマート農業推進関連施策への協力を行うこと。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としなない。

- (1) この要綱による補助金を受けようとする経費に対し、国、県または市の他の補助金の交付を受けた者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）および補助率は、別表に掲げるとおりとし、補助金の額は、補助対象経費を合算した額に補助率を乗じて得た額とし同一年度内に100万円を限度とする。

2 補助対象経費は、補助金の交付決定を受けた年度内に完了するスマート農機の導入等に係る経費とする。（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、草津市スマート農業推進事業協力事項確認書兼交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に関する見積書の写しまたは事業に要する金額がわかるもの
- (2) 仕様書またはパンフレット等事業の内容がわかる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 交付申請者は、前項の申請書を提出するにあたっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（概算払）

第6条 補助金は、規則第16条第2項の規定により、概算払により交付することができるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、草津市スマート農業推進事業費補助金概算払請求書（別記様式第2号）により請求するものとする。（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、承認された事業

業が完了したときは、事業を完了した日から起算して20日を超えない日または当該補助金の交付に係る年度の末日のいずれか早い日までに、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写しまたは事業の完了に要した金額がわかるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書の規定に該当する場合で、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを減額して補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条に規定する額の確定通知により通知するものとする。

（補助金の額の交付請求）

第9条 前条の通知を受けた者は、草津市スマート農業推進事業費補助金交付請求書（別記様式第3号）により市長に請求するものとする。

（消費税等仕入控除税額の返還）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、第7条第1項に規定する実績報告書を市長に提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額を草津市スマート農業推進事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第4号）により速やかに市長に報告し、これを返還しなければならない。

（検査等）

第11条 市長は、事業に関して必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、または検査をすることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

補助対象経費	補助率
次のスマート農機導入等に係る経費	1 / 2
(1) 農業用ドローン	
(2) 草刈り機（自走式・ラジコン等）	
(3) 高性能田植機（自動操舵機能、直進アシスト機能、可変施肥機能、各種センサー付きのものおよび後付け自動操舵機を含む。）	
(4) 高性能トラクター（自動操舵機能、直進アシスト機能、可変施肥機能、各種センサー付きのものおよび後付け自動操舵機を含む。）	
(5) 高性能コンバイン（自動操舵機能、直進アシスト機能、可変施肥機能、各種センサー付きのものおよび後付け自動操舵機を含む。）	
(6) 経営・生産管理システム	
(7) 水管理システム	
(8) アシストスーツ	
(9) ほ場・施設環境モニタリング	
(10) 自動操舵システム	
(11) ハウス管理システム等用途が畑に限定される農機	
(12) R T K基地局ライセンス	
(13) ドローン免許取得費用	
(14) その他スマート農機	

備考

- 別表(12)を除き、過去に当該補助金を利用して導入したものは、対象外とする。
- 交付申請者が既に所有しているスマート農機の故障または経年劣化に起因する修繕または買替えにかかる経費は、対象外とする。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

住所

氏名

連絡先

草津市スマート農業推進事業協力事項確認書兼交付申請書

年度において草津市スマート農業推進事業費補助金について下記のとおり交付されるよう草津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、申請いたします。

記

1. 確認欄

以下の項目を確認し、チェックを入れてください。

協力事項確認欄	
☐	①本事業の趣旨および目的を理解し、補助対象者としての要件をすべて満たしている。
☐	②本事業に掲げる目標達成に向けて取り組み、また、市内におけるスマート農業の普及を図ることを目的として、市が主催するスマート農業に関する勉強会および意見交換会に参加し、技術の導入効果や課題等を共有する。
☐	③スマート農業実施モデルケースとして、視察に協力し、草津市からのスマート農業推進に関する調査等に回答する。
☐	④市内で農業を営む第三者が作業委託や農機具の貸与や共同利用に関する情報提供を希望した場合、必要に応じて希望者へこの書類に記載の内容について提供することに同意する。
☐	⑤その他草津市のスマート農業推進関連施策への協力を行う。

※①～⑤のいずれにもチェックがある場合に限り、補助金の交付申請が可能です。

2. 各種面積

項目		チェック	経路
① 現況確認	現況の面積から経営面積を算出する予定である	現況 (a)	目標 (a)
	※国産農産物・国産新産品農産物：国産を受けた農業経営改善計画または青年等就農計画における現況面積と目標面積を記入 ※上記以外の農産物：最新の地域計画の目標地区における現況面積と目標面積を記入		
② 耕作放棄地・水灌漑田等	耕作放棄地や水灌漑田等の農地の引受けについて		予定面積 (a)
	②-1 補助額により、交付決定から3年度以内に耕作放棄地・水灌漑田等の農地を引き受ける		
	②-2 補助額により、耕作放棄地・水灌漑田等の農地を引き受ける意向がある		予定面積 (a)
③ 作業委託	他者からの作業委託（防除・草刈り等）について		予定面積 (a)
	③-1 補助額により、交付決定から3年度以内に他者からの作業委託（防除・草刈り等）を行う		
	③-2 将来的に他者からの作業委託（防除・草刈り等）を行う意向がある		予定面積 (a)
④ 農具利用等	他者への農機具の貸与・共同利用について		面積 (a)
	④-1 補助額により、交付決定から3年度以内に他者への農機具の貸与・共同利用を行う		
	④-2 将来的に他者への農機具の貸与・共同利用を行う意向がある		予定面積 (a)

3. 導入機器に関する対象作物等

対象作物	経営面積 (a)

4. 作業時間

導入機器を用いて行う作業内容	現在の作業時間
例：防除（○a）	例：○時間×○日＝○時間

（単位：円）

交付申請額 (E) = (C) × (D) (E) か 1 0 0 万円のいずれか低い方						
補助率 (D) 1 / 2						
補助対象経費 (C) = (A) ・ (B)						
その他の収入額 (B)						
事業費 (A)						
事業内容 (導入機器名、型番等)						
機器の種類 (別表(1)～(14))						合計

5. 事業の内容

6. 事業計画

7. 添付資料

- (1) 事業に関する見積書の写しまたは事業に要する金額がわかるもの
- (2) 仕様書またはパンフレット等事業の内容がわかる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条第2項関係）

		年	月	日
草津市長 宛				
	住所			
	氏名			
草津市スマート農業推進事業費補助金概算払請求書				
年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった、草津市スマート農業推進事業費補助金について、下記のとおり概算払いによって交付されるよう、草津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により請求します。				

請求額	記	
	項目	金額
	交付決定額 ①	円
	今回請求額 ②	円
	交付決定額との差額 ③＝①－②	円

補助金振込口座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）														
	金融機関名					支店名									
	農業協同組合・銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・信連・農林中金														
	預金種別（該当のものにレ印をつけて下さい。）					口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）									
	☐ 普通 ☐ 当座														
	<ゆうちょ銀行の方はここに記入してください。>														
	ゆうちょ銀行														
	記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）					番号（右づめで記入）									
	1					0 ※									
						1									

口座名義	フリガナ	
	口座名義	
	住所	(〒 -) 滋賀県

(注) 補助金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付してください。

様式第3号（第9条関係）

		年	月	日
草津市長 宛				
	住所			
	氏名			
草津市スマート農業推進事業費補助金交付請求書				
年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった、草津市スマート農業推進事業費補助金について、下記のとおり交付されるよう、草津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により請求します。				

請求額	記	
	項目	金額
	交付決定額 ①	円
	今回請求額 ②	円
	交付決定額との差額 ③＝①－②	円

補助金振込口座	金融機関（ゆうちょ銀行以外）														
	金融機関名					支店名									
	農業協同組合・銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・信連・農林中金														
	預金種別（該当のものにレ印をつけて下さい。）					口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）									
	☐ 普通 ☐ 当座														
	<ゆうちょ銀行の方はここに記入してください。>														
	ゆうちょ銀行														
	記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）					番号（右づめで記入）									
	1					0 ※									
						1									

口座名義	フリガナ	
	口座名義	
	住所	(〒 -) 滋賀県

(注) 補助金の振込口座の通帳の写し（口座番号、口座名義が分かる箇所）を添付してください。

様式第4号（第10条関係）

		年	月	日
草津市長 宛				
	住所			
	氏名			
草津市スマート農業推進事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書				
年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった、草津市スマート農業推進事業費補助金の仕入れに係る消費税等仕入控除税額について、草津市スマート農業推進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。				

	記	
	1 補助金の額の確定額	金 円
	2 補助金の確定時の消費税等仕入控除税額	金 円
	3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金 円
	4 補助金返還相当額（3－2）	金 円

(令和8年5月18日揭示済み)

草津市告示第251号

草津っ子サポート事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年5月19日

草津市長 橋 川 渉

草津っ子サポート事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津っ子サポート事業実施要綱（平成28年草津市告示第161号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第1条 この要綱は、<u>3歳未満のこども</u>（以下「<u>こども</u>」という。）を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行う事業の実施に関し必要な事項を定め、もって家事、育児に負担と不安が生じる時期における子育ての安定化を図り、誰もが安心して<u>こども</u>を産み育てることのできる環境づくりを促進することを目的とする。 （利用対象者） 第2条 <現行どおり> （1） <現行どおり> （2） <u>こども</u>を養育している者 （利用期間等） 第3条 ホームヘルパーの利用期間は、<u>こどもが3歳</u>に達する日の前日までとする。 2～5 <現行どおり> 6 総利用時間数は、<u>こども</u>1人につき、<u>18時間</u>を限度とする。 第4条 <現行どおり> （利用券） 第5条 市長は、利用対象者に対し、<u>こども</u>1人につき<u>18枚</u>の草津っ子サポート事業利用券（以下「利用券」という。）を交付するものとする。 2 <現行どおり> 第6条～第12条 <現行どおり>	（目的） 第1条 この要綱は、<u>1歳未満の子ども</u>（以下「<u>子ども</u>」という。）を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行う事業の実施に関し必要な事項を定め、もって家事、育児に負担と不安が生じる時期における子育ての安定化を図り、誰もが安心して<u>子ども</u>を産み育てることのできる環境づくりを促進することを目的とする。 （利用対象者） 第2条 <省略> （1） <省略> （2） <u>1歳未満の子ども</u>を養育している者 （利用期間等） 第3条 ホームヘルパーの利用期間は、<u>子どもが1歳</u>に達する日の前日までとする。 2～5 <省略> 6 総利用時間数は、<u>子ども</u>1人につき、<u>6時間</u>を限度とする。 第4条 <省略> （利用券） 第5条 市長は、利用対象者に対し、<u>子ども</u>1人につき<u>6枚</u>の草津っ子サポート事業利用券（以下「利用券」という。）を交付するものとする。 2 <省略> 第6条～第12条 <省略>

付 則

（施行時期）

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この要綱の施行の以後にする手続について適用し、同日前の手続については、なお従前の例による。

（令和8年5月19日揭示済み）